

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和 5 年 4月 26日</p> <p>（あて先）豊中市長</p> <p style="text-align: center;">提出者 住 所 豊中市熊野町4-23-5</p> <p style="text-align: center;">氏 名 株式会社 鈴木組 代表取締役 鈴木 正仁</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号 06-6854-3803</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	株式会社 鈴木組 豊中市管轄内事業所
事業場の所在地	豊中市管轄区域内
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06. 総合建設業
②事業の規模	908,640
③従業員数	10名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 別紙参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト破片	コンクリート破片
	排 出 量	922 t	52 t
	(これまでに実施した取組) アスファルト破片・コンクリート破片・廃路盤材を現場にて3種類に分別しアスコン破片は再生合材とし舗装復旧杯に再生利用し、コンクリート破片・廃路盤材は再生砕石として、舗装復旧の路盤材として再利用している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト破片	コンクリート破片
	排 出 量	1,500 t	80 t
	(今後実施する予定の取組) 排出された産業廃棄物はできる限り再処理し現場で再利用を行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設工事にて、排出するアスファルト破片・コンクリート破片を分類し再生処理業者に委託し、舗装復旧の路盤材、裏込め材として100%再利用を行っております。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記に加えて管理型建設廃棄物を、資源ごみ(紙、金属)など分別を徹底しゴミの減量に努める。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

管理型混合	その他（廃路盤）	陶磁器	その他（As・Co混載）
4 t	652 t	23 t	288 t

②計画

管理型混合	その他（廃路盤）	陶磁器	その他（As・Co混載）
10 t	1000 t	15 t	50 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

建設汚泥	がれき類		
3 t	8 t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト破片	コンクリート破片
	全処理委託量	922 t	52 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	922 t	52 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	t	t
	(これまでに実施した取組) 再生資源化施設を選定し、委託業者の許可等確認し選定している		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

管理型建設系混合廃棄物	その他（廃路盤）	建設汚泥	陶磁器
4 t	652 t	3 t	23 t
t	t	t	t
4 t	652 t	3 t	23 t
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

がれき類			
8 t	t	t	t
t	t	t	t
8 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト破片	コンクリート破片
	全処理委託量	1,500 t	80 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,500 t	80 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取り組み)		
※事務処理欄			

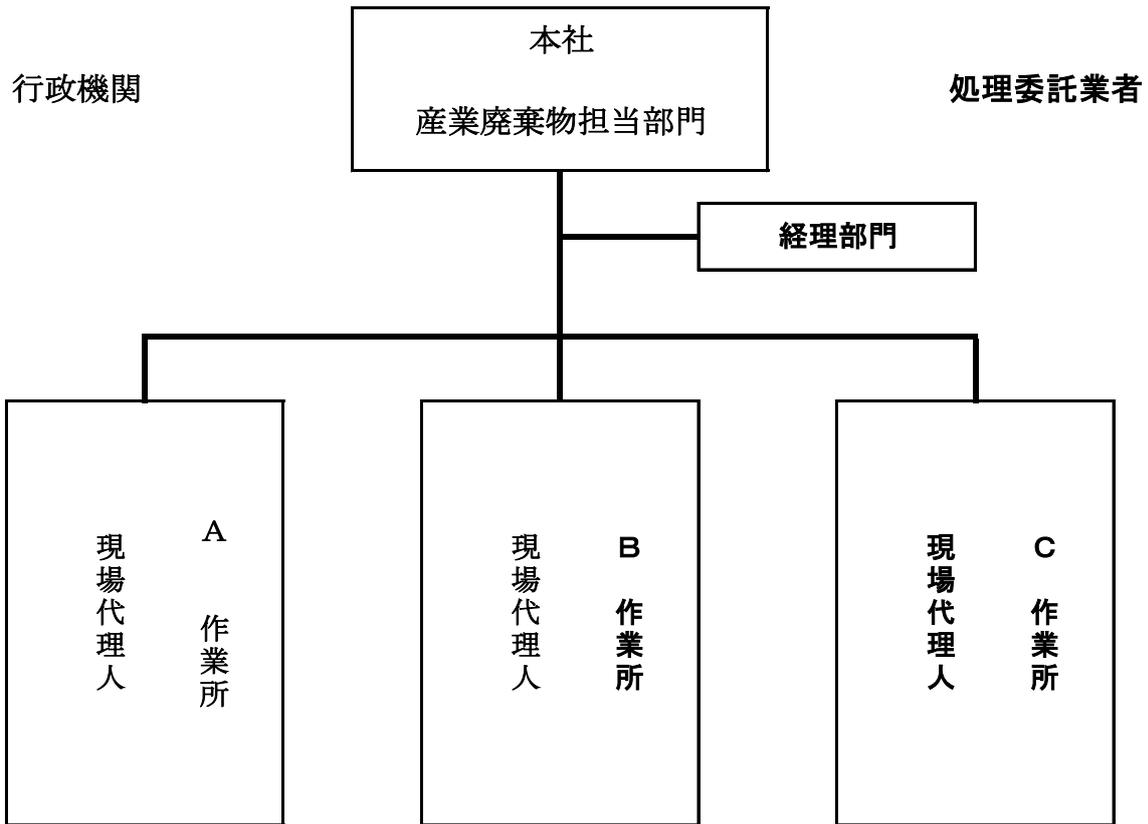
②計画

管理型混合	その他 (廃路盤)	陶磁器	その他 (As・CO混載)
10 t	1000 t	15 t	50 t
t	t	t	t
10 t	1000 t	15 t	50 t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【管理体制図】



【各部署の役割】

部署	役割
本店 産業廃棄物担当部門	<ul style="list-style-type: none"> 処理委託業者の選定、委託契約書の作成 社員・協力業者への産業廃棄物の種類・分別処分方法等調整及び指示 産業廃棄物発生から処分に至るまでの帳簿を作成し統轄的に管理 マニフェスト伝票の管理・保管 行政機関への報告
経理部門	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の適正処理費用の算出と支払 上記について本社に報告
作業所	<ul style="list-style-type: none"> 作業所内の廃棄物処理責任者の設置 廃棄物の分別・集積ルールへの順守 マニフェスト伝票の交付・管理 上記について本社に報告